

所免の法が平したとい
 先の所尊父(折)去の法は在字中りしなか
 かもさいきその止作をよう脚名か出て名分
 すれれ外出者養いかえる西のあつて告別式にも
 何へお誠にお方おせん延引あからうお悔みと
 どもおあいの中あま
 しかしあつた現在の物した成されものは
 日取りの所者養習ひ方 その名はいいか子えん
 を採れれおけと信じてる事
 特にやんあるより考あせんか文はのりて
 上字中もへんたつたてしして困りましん
 しかしゆ来あ文化財より伝書あつて

快然しれ申ひ月おそのゆ来後一夜合つて
 おんせおするはあつる私察として書いせらる
 中一に、^い巖幹の母の時平のいいせり子次に
 「豊朝の死しを考へる事ありその中お帯の
 折あおれは所示教をいおけなく存じてる事か

てこのは此しに書いせらるる事と申つて書いせらる
 遠みとしりしれ所使務をお祈りかし事

二十六年

舟橋 松

三書周太郎

私か

京都 桂 盛 彦 守

三書周太郎

三十七